

各種児童扶養手当制度ご存じですか

児童扶養手当（母子家庭等）

18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（障害のある場合は20歳未満の児童）で、次のいずれかの条件にあてはまる者を監護している母子家庭などの母親または母親に代わってその児童を養育しているかた

- ①父母が離婚②父が死亡③父が重度の障害者（国民年金1級程度）④父の生死が不明⑤父から1年以上遺棄⑥未婚の子⑦父が1年以上拘禁

【手当額】
全部支給 41、880円

（1か月）

一部支給 9、880円～4

1、870円（1か月）

※対象児童1人の場合です。

特別児童扶養手当（障害のある児童）

精神または身体に障害のある20歳未満の児童を監護する父母または父母に代わって養育しているかた

【支給されないことがある場合】

- 児童福祉施設等に入所しているとき
- 児童（児童扶養手当は母、養育者を含む）が公的年金

保健福祉課

☎843113（直通）

を受けているとき

【手当額】

1級（重度）

月額50、900円（1人）

2級（中度）

月額33、900円（1人）

現況届・所得状況届出期日

児童扶養手当を受給しているかたは現況届、特別児童扶養手当を受給しているかたは所得状況届を毎年8月に提出していただき審査決定します。後日通知しますので、必ず提出してください。 ※詳しくは保健福祉課へお問い合わせください。

「社会を明るくする運動」にご協力を

7月1日（金）から1か月間、法務省主催の「社会を明るくする運動」が全国一斉に展開されています。

今年で55回目を迎えるこの運動は、すべての国民が犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生に理解を深め、それぞれの立場で力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会

を築こうとするものです。

罪を犯した人や非行に陥った少年もいずれば地域に戻り、地域の一員として生活していくこととなります。それらの人達の立ち直りと円滑な社会復帰を確実なものとするためには、本人の強い意志と併せ家庭、学校、職場、地域社会の理解と協力が不可欠です。

保健福祉課

☎843113（直通）

犯罪や非行のない明るい社会づくりのために、皆さんそれぞれの立場で運動の推進にご協力をお願いします。

重点目標

地域活動の推進による少年の非行防止と更生の援助

統一標語

ふれあいと 対話が築く 明るい社会

第6回花のまちづくりコンクール開催

◇募集対象 ▼個人（庭先・農地等）▼地域（庭先・農地等）▼会社・事業所▼官公署・学校・集会所等公共施設

◇応募期限 9月9日（金）

◇申し込み 経済課に備

えてある応募用紙に写真（写真審査が中心のため花の最盛期の写真）を添えて、花いっぱい運動推進協議会へお申し込みください。



花いっぱい運動推進協議会
経済課内 内線153